

dynabook eSIM Startin'利用約款

第1条(適用)

1. dynabook eSIM Startin'利用約款(以下「本約款」といいます。)は、Dynabook 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供元となる dynabook eSIM Startin'および付帯サービスの利用において適用されます。

第2条(本約款の変更)

当社は、民法の定めに従い、本約款を変更することがあります。この場合の dynabook eSIM Startin'および付帯サービスの利用条件は、変更後の本約款によるものとします。なお、当社は、本約款の変更を行う場合、変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期をインターネット上の当社所定のウェブサイト(以下「本ウェブサイト等」といいます。)に掲載するか、または、当社が適当と判断する方法により周知するものとし、変更後の本約款は当該効力発生日が到来した時点で効力を生じるものとします。

第3条(用語の定義)

本約款において使用する用語の意味は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「dynabook eSIM Startin'」とは、本約款に基づき当社が提供するサービスの総称をいいます。
- (2) 「dynabook eSIM Startin'対応モデル」とは、当社が販売する、dynabook eSIM Startin'に関する利用権付の PC および Chromebook をいいます。
- (3) 「契約者」とは、当社との間で締結される dynabook eSIM Startin'の利用に関する契約の契約当事者となる法人をいいます。
- (4) 「管理者」とは、契約者において、dynabook eSIM Startin'の契約および利用を管理する責任を有する役職員をいいます。
- (5) 「利用者」とは、契約者とその責任において dynabook eSIM Startin'を利用させる自己の役職員(管理者を含みます。)をいいます。
- (6) 「eSIM」とは、dynabook eSIM Startin'対応モデルにあらかじめ組み込まれた一体型のデジタル SIM をいいます。
- (7) 「4G LTE」とは、電話網またはデータ通信網を使用して KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます。)が提供する電気通信サービス(車載用または携帯用のアンテナ設備および無線送受信装置と無線基地局設備との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。)であって、KDDI の UQ mobile 通信サービス契約約款に定める UQ mobile 通信サービス、副回線通信サービス利用規約に定める副回線通信サービスおよび LTE-M 端末(無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第 49 条の 6 の 9 第 1 項および第 6 項に定める条件に適合する無線設備をいいます。)に対して提供するサービス以外のものをいいます。
- (8) 「5G」とは、電話網またはデータ通信網を使用して KDDI が提供する電気通信サービス(車載用または携帯用のアンテナ設備および無線送受信装置と無線基地局設備との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。)であって、KDDI の povo1.0 通信サービス契約約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービス契約約款に定める povo2.0 通信サービスまたは UQ mobile 通信サービスII契約約款に定める UQ mobile

通信サービスII以外のものをいいます。

- (9) 「eSIM Entry」とは、dynabook eSIM Startin'対応モデルにおいて回線開通申請および当社に対して dynabook eSIM Startin'の利用に関する契約の申込をするためのオンライン上の申込フォームであって、当社からの委託に基づき KDDI が開設するものをいいます。

※下記 URL からアクセス可能です。

<https://dynabook.esimentry.kddi.com>

- (10) 「eSIM Enabler」とは、dynabook eSIM Startin'対応モデルにおいて、dynabook eSIM Startin'を利用するための PC 設定用アプリケーションをいいます。
- (11) 「通信利用権」とは、dynabook eSIM Startin'対応モデルにおいて、4G LTE/5G のデータ通信を利用できる権利をいいます。
- (12) 「通信利用開始日」とは、dynabook eSIM Startin'の開通申請を当社が承諾した後、契約者に通知する、通信利用が可能になる日をいいます。
- (13) 「通信利用可能期間」とは、通信利用開始日から 1460 日 (48 ヶ月 = 4 年 ※うるう年は 1 日追加)をいいます。

※dynabook eSIM Startin'は当社の製品出荷日から起算して 1 年以内に回線開通申請 (契約)を行えば、通信利用開始日から上限である 1460 日間の通信利用権を行使できます。当社の製品出荷日から 1 年を超えて回線開通申請 (契約)をした場合は、1 年を超えた日数分だけ通信利用可能期間が減算されます。

なお、dynabook eSIM Startin'の契約後に通信サービスを利用していない場合 (例 :PC 上で必要な設定をしていない状態が継続)でも、通信利用可能期間は自動的に日単位で減算されます。

第 4 条 (dynabook eSIM Startin'のサービス提供区域)

dynabook eSIM Startin'の提供区域は、KDDI が提供する au 回線サービスがカバーする日本国内すべての地域とします。

(ご参考 :KDDI の au 回線エリアマップ :<https://www.au.com/mobile/area/map/>)

第 5 条 (dynabook eSIM Startin'の契約者、利用者の範囲および契約者の責任)

1. 契約者は、法人に限るものとします。本約款において「法人」とは、以下をいうものとします。
地方公共団体/独立行政法人/特殊法人/株式会社/有限会社/合同会社/合資会社/合名会社/協同組合/管理組合/互助会/一般財団法人/公益財団法人/一般社団法人/公益社団法人/社会福祉法人/NPO 法人/宗教法人/学校法人
2. 契約者は、自己の役職員のほか、子会社、関連会社、支部、フランチャイジー組織 (以下「契約者グループ」といいます。)の役職員を、契約者グループ内の利用者として、この約款に基づく通信利用権の付与を認めることができますが、自己の役職員であると契約者グループの役職員であるとを問わず、この約款の遵守を含めすべての利用者の作為不作為について契約者が責任を負うものとします。

第 6 条 (dynabook eSIM Startin'の契約単位)

契約者は、当社が販売する新品の dynabook eSIM Startin'対応モデル 1 台につき 1 回のみ dynabook eSIM Startin'にかかる契約を締結するものとします。

第7条(通信利用権の譲渡)

1. 契約者は、当社が本約款に基づいて提供する通信利用権を譲渡することはできません。
2. 通信利用権は、dynabook eSIM Startin'対応モデルの新品を購入またはレンタルもしくはリース契約した場合にのみ適用され、通信利用開始後の譲渡品や転売品には適用できません。ただし、利用者の退職・異動・出向等の理由によって dynabook eSIM Startin'対応モデルの利用者を自己または契約者グループの別の役職員に変更する場合、当該 dynabook eSIM Startin'対応モデルとともに通信利用権を当該別の役職員に移転することはできます。

第8条(eSIM Entry で使用するメールアドレスおよびパスワード)

1. 契約者は、eSIM Entry での契約申し込みに必要な管理者のメールアドレスおよびパスワード(以下「ID 等」といいます。)の管理責任を負うものとします。
2. 当社は、契約者が dynabook eSIM Startin'に関する契約上の権利を行使するにあたり、管理者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。管理者は、ID 等を第三者に利用させないものとします。
3. 契約者は、ID 等が窃用されまたは窃用される可能性があることが判明した場合には、ただちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID 等の窃用により契約者に生じた損害または契約者が第三者に与えた損害については一切責任を負わないものとします。
4. ID 等を含む契約者情報は、eSIM Entry 上で変更することができます。

第9条(申込の承諾等)

当社は、法人から dynabook eSIM Startin'の利用申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者が、dynabook eSIM Startin'対応モデルの新品を購入したことが確認できないとき
- (2) 契約者が、dynabook eSIM Startin'対応モデルの代金支払を怠ったことが明らかであるとき
- (3) 契約者が、当社との契約、約款等の違反や不正行為を行ったことが発覚したとき
- (4) 契約者が、dynabook eSIM Startin'の契約申込時に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (5) 管理者の本人確認ができないとき
- (6) 契約者が暴力団等(犯罪対策閣僚会議幹事会が発表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に定めるものをいい、以下「反社会的勢力」といいます。)である場合、または、過去に反社会的勢力であった場合、もしくは反社会的勢力に関与していたとき
- (7) 前各号のほか、当社が別途定める書類が提示されないとき

第10条(dynabook eSIM Startin'の利用条件等)

1. 契約者は、当社からの通知、連絡(dynabook eSIM Startin'にかかるものに限られません。)を受けるためのメールアドレス(以下「登録メールアドレス」といいます。)を当社に届け出るものとします。登録メールアドレスに対する当社からのメール送信により、当社から契約者への意思表示や事実伝達がなされたとみなされるものとします。
2. 契約者は、法人名、住所その他当社に届け出た事項に変更があったときは、当社が別途定める方法により当社に対し変更の依頼通知をするものとします。また、管理者の異動や担当変更・退職・出向等がある場合には、変更後の管理者情報とあわせて通知するものとします。

3. 当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、dynabook eSIM Startin'の利用を制限する場合があります。
4. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)において定める児童ポルノを閲覧または取得するための通信を制限する場合があります。
5. KDDI の電気通信設備の保守または工事のためにやむを得ないとき、また、設置する電気通信設備の障害等やむを得ない理由があるときには、dynabook eSIM Startin'の利用が制限または一時停止される場合があります。
6. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するとき、dynabook eSIM Startin'の利用の制限または一部停止をすることがあります。
 - (1) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき
 - (2) 当社との契約上の債務の支払を怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (3) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において dynabook eSIM Startin'を利用したとき
 - (4) dynabook eSIM Startin'を含む、当社が提供するサービスの他の利用者に対して重大な支障を与える行為を行ったとき
 - (5) dynabook eSIM Startin'を含む、当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがあるような利用をしたとき
 - (6) 第 9 条(申込の承諾等)に定める申込の拒絶事由に該当するとき
 - (7) 契約者が債務不履行になり倒産したときや解散したとき
 - (8) KDDI と当社との契約が終了したとき
 - (9) KDDI が当社への卸電気通信役務提供を停止したとき
 - (10) 前各号に掲げるほか、契約者が当社が不適切と判断する態様で dynabook eSIM Startin'を利用したとき
7. 当社は、dynabook eSIM Startin'の利用を制限または一時停止する場合には、契約者に対して、相当の期間を定めてその旨と理由および制限または一時停止にかかる期間の通知を本ウェブサイト等または登録メールアドレスあてに行います。ただし、緊急の場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではありません。
8. 当社から dynabook eSIM Startin'の利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用にかかる行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密やその他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 11 条(サービスの廃止)

1. 当社は、都合により dynabook eSIM Startin'の全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項により dynabook eSIM Startin'の全部または一部を廃止するときには、契約者に対し、廃止する日の 90 日前までに、その旨を本ウェブサイト等への掲載またはメールで通知します。

第 12 条(契約の解除)

1. 契約者は、当社に対し、当社が別途指定する方法で通知をすることにより、いつでも dynabook

eSIM Startin'の契約を解除する事ができます。なお、契約解除通知後に通信利用可能期間が残っている場合でも、当社は、通信利用権に対する返金、換金、補償、賠償、代替端末へのサービス引継ぎや移転作業等を行う義務を負わないものとします。

2. 当社は、6ヵ月間連続して契約者による dynabook eSIM Startin'の利用がないことを確認した場合、または、契約者が dynabook eSIM Startin'対応モデル以外の端末で dynabook eSIM Startin'を利用していることを確認した場合、当該 dynabook eSIM Startin'対応モデルにかかる dynabook eSIM Startin'の利用に関する契約を解除する事ができます。なお、当該解除後に通信利用可能期間が残っている場合でも、当社は、通信利用権に対する返金、換金、補償、賠償、代替端末へのサービス引継ぎや移転作業等を行う義務を負わないものとします。

第 13 条(利用不能の場合における料金の調定)

当社の責に帰すべき事由により dynabook eSIM Startin'がまったく利用し得ない状態(まったく利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みますが、サービス利用地域が KDDI の au 回線カバーエリアの外である場合は除きます。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 48 時間以上の時間が経過したときは、当社は、契約者に対し、その依頼に基づき、利用不能時間分の延長(日単位の加算)を行うものとします。ただし、契約者が当該依頼をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該依頼をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

第 14 条(個人情報保護)

1. 当社は、法令および当社が別途定める個人情報保護方針(<https://dynabook.com/about-us/privacy.html>)に基づき、管理者および利用者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を適切に取扱うものとします。
2. 当社は、dynabook eSIM Startin'の提供に関して取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
 - (1) dynabook eSIM Startin'の提供にかかる業務を行うこと(業務上必要な連絡、通知等を契約者、管理者および利用者に対して行うことを含みます。)
 - (2) dynabook eSIM Startin'のサービスレベルの向上を図るため、アンケート調査およびその分析を行うこと
 - (3) 当社の商品、サービスに関する情報(dynabook eSIM Startin'に限らず、当社の別の商品、サービスまたは当社の新規商品、サービス紹介情報等を含みます。)または提携先の商品、サービス等の情報を、契約者、管理者および利用者がアクセスした本ウェブサイト等上に表示し、メール、郵便等により送付し、または電話することにより提供すること。なお、契約者、管理者および利用者は、当社が別途定める方法で当社に通知することにより、本号の取り扱いを中止または再開することができます。
 - (4) dynabook eSIM Startin'の利用状況に関する統計分析および問題解決(統計的データとしての第三者への提供を含みます。)
 - (5) 前各号に付帯する業務を行うこと
 - (6) その他契約者、管理者および利用者から得た同意の範囲で利用すること
3. 当社は、個人情報の取り扱いの全部または一部を前項に定める利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。この場合、当社の定める基準に基づき個人情報を適切に取り扱っていると認めた委託先を選定したうえ、適正な取り扱いを確保するための契約を締結し、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行います

4. 当社は、利用者(管理者を含みます。)本人の同意がある場合または以下の各号の場合を除き、個人情報を第三者に開示または提供いたしません。
 - (1) 統計的なデータなど本人を識別することができない状態で開示・提供する場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 法令に基づく請求または特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合
5. 個人情報を提供いただくことは、管理者および利用者の任意です。ただし、必要とされる情報を提供いただけなかった場合には、dynabook eSIM Startin'の利用に関する要望にお応えすることができない場合があります。
6. 当社が保有する個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止・第三者提供の停止(以下、あわせて「開示請求」といいます。)をご希望される場合には、お申し出いただいた方が本人であることを確認したうえで、合理的な期間および範囲で対応します。
7. 当社が保有する個人情報に関する開示請求は、以下の方法で受け付けます。開示請求方法にご不明な点がある場合には、以下の受付窓口まで電子メールにてお問い合わせください。

[電子メールによるお申込み]

以下の受付窓口のメールアドレスまで電子メールでお申込みください。当社登録情報により本人であることを確認したうえで、書面の交付その他の方法により回答いたします。

[受付窓口]

Dynabook 株式会社 dynabook eSIM Startin'個人情報取扱窓口

E-mail: startin.privacy@dynabook.com
8. dynabook eSIM Startin'で用いられるフォームは、個人情報保護のため、SSL(Secure Socket Layer)による暗号化通信に対応しています。ただし、ご利用の端末によっては、SSL(Secure Socket Layer)に対応していない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
9. dynabook eSIM Startin'の提供にあたり、ご利用の端末に応じてクッキー(Cookies)または端末の個体識別番号を利用する場合がありますが、クッキー(Cookies)および端末の個体識別番号自体に個人情報は含まれておりません。
10. dynabook eSIM Startin'では、アクセスされた管理者または利用者の情報をアクセスログという形で記録しています。アクセスログには、ドメイン名、IP アドレス等のほか、携帯端末の個体識別番号に関する情報などが含まれ、本ウェブサイト等の保守管理や利用状況に関する統計分析、問題解決のために活用いたします。なお、個体識別番号とは携帯電話の製造番号のことであり、携帯電話番号、メールアドレスなどの管理者または利用者特定できる個人情報は含まれておりません。
11. 個人情報の取り扱いに関する法令・ガイドライン等の改正・変更に伴い、当社では、本条の規定と異なる取り扱いをし、または本約款の規定に従い本条の内容を変更する場合があります。

第 15 条(保証および責任の限定)

1. 当社は、契約者が **dynabook eSIM Startin'**の利用に関して被った損害(サイバー攻撃など、その原因の如何を問いません。)について賠償の責任を一切負いません。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。
2. 契約者が **dynabook eSIM Startin'**の利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第 16 条(契約者の義務およびサービス範囲)

1. **dynabook eSIM Startin'**利用のための契約業務は、契約者となる法人組織を代表する者が行うものとします。第三者による代理契約はできません。ただし、契約後に行う PC 上の設定業務についてはこの限りではないものとします。
2. 契約者が **dynabook eSIM Startin'**において使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して **dynabook eSIM Startin'**を利用することはできません。
3. **dynabook eSIM Startin'**の品質および他の契約者による利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が膨大に及んでいると当社が判断した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用制限をする場合があります。契約者はあらかじめこれに同意するものとします。(例：契約者組織の全利用者が月あたり 200GB を超えるデータ容量を継続使用している場合など)
4. **dynabook eSIM Startin'**利用時にテザリング (Windows OS におけるモバイルホットスポットの利用)を行うことを禁止します。テザリング利用が発覚した場合、該当する利用者自身、または契約者組織全体の **dynabook eSIM Startin'**の利用を停止する場合があります。また、契約者組織全体の利用者に認識不足や過失が多く発生している場合には、端末の管理ポリシーによる利用禁止をするなどの措置を当社から求める事があります。サービス再開については契約者からの運用状況の報告を以て、当社が判断するものとします。
5. 端末毎のサービス残存期間については契約者自身が管理責任を負うものとします。
6. **dynabook eSIM Startin'**は KDDI のホームページ上に掲載されているサービス区域内に限り利用することができます。ただし、サービス区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上など電波が届きにくい場所ではサービス利用できない場合があります。

第 17 条(**dynabook eSIM Startin'**対応モデルのサポート期間と通信利用可能期間)

1. 当社は、**dynabook eSIM Startin'**対応モデルの機能維持に必要な部品(パーツ)の最低保証期間を定めています。通信利用可能期間が満了していない場合でも、**dynabook eSIM Startin'**対応モデルの保証期間が終了している場合には、**dynabook eSIM Startin'**対応モデル本体に関するサポートや無償修理の依頼を受け付けることはできません。
2. 当社は、**dynabook eSIM Startin'**対応モデルの製造・販売期間終了後、延長保証サービスを別途購入した契約者に対して前項に定める最低保証期間を超える期間の修理サポートを提供しています。ただし、**dynabook eSIM Startin'**対応モデルを製造・販売期間の終了間近に購入し、1年経過した後に **dynabook eSIM Startin'**契約(回線開通申請)をした場合、修理サポート期間がすでに終了している場合があります。その場合は有償であっても修理を受け付けることができません。

第 18 条(契約者の禁止行為)

契約者は、dynabook eSIM Startin'の利用において以下の行為をしてはならないものとします。当社は、契約者が次の各号のいずれかの行為をしていると判断した場合は、dynabook eSIM Startin'の提供を停止、または dynabook eSIM Startin'の利用契約を解除することができるものとし、これにより契約者が被る損害について何ら責任を負いません。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備の利用または運営に支障を与える行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為または犯罪行為を誘発・扇動する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設、またはこれに勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して法令に違反する行為
- (8) 有害なコンピュータプログラム、マルウェアを送信、または掲載する行為
- (9) 当社になりすまして、dynabook eSIM Startin'を金銭目的の詐欺で利用する行為
- (10) 自己以外の者になりすまして、dynabook eSIM Startin'を利用する行為
- (11) 本人の同意を得ずに広告、宣伝または勧誘文書などを送信、記載、掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐な行為など、公序良俗に反し、他人に不利益を与える行為
- (13) その他の法令違反、本約款に違反する行為

第 19 条 (eSIM Enabler)

1. 当社は契約者に対して、本約款の定めるところにより、eSIM Enabler を利用するための非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾します。
2. 契約者は、前項の権利に基づき、利用者(管理者を含みます。)に eSIM Enabler を利用させることができるものとします。
3. 契約者は、dynabook eSIM Startin'の利用契約が終了する場合、本条の規定に基づいて当社が契約者に許諾する権利が当然に終了することをあらかじめ承諾するものとします。
4. 契約者は、eSIM Enabler を複製、翻案、改変し、またはリバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アSEMBルしてはならず、eSIM Enabler の全部または一部について、有償、無償を問わず第三者に開示、提供、販売、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、再使用許諾その他の処分を行ってはならないものとします。

第 20 条 (権利等)

1. dynabook eSIM Startin'を通じて提供される情報その他本ウェブサイト等に掲載されるコンテンツ等にかかる著作権その他知的財産権は、当社または正当な権利を有する第三者に帰属し、契約者は、権利者の許諾を得ることなく、著作権法で認められる個人の私的複製等著作権の制限規定の範囲外でこれらの情報等を使用してはならないものとします。万一、契約者が本項の規定に違反して問題が生じた場合、契約者は、自己の責任と負担においてこれを解決するものとし、当社に一切の損害を与えないものとします。
2. dynabook eSIM Startin'および本ウェブサイト等に表示される商標、ロゴおよびサービスマーク(以下、あわせて「商標」といいます。)にかかる権利は、当社または正当な権利を有する第三者に帰属します。当社は本約款によって契約者その他の第三者に対して何らの商標を譲渡または使用許諾するものではなく、契約者は dynabook eSIM Startin'および本ウェブサイト等上の

未登録商標について、商標登録の権利を行使してはならないものとします。

第 21 条 (利用の制限)

当社は、天災、戦争、労働争議、テロリストの行為、火災、洪水、地震、感染症その他当事者の合理的な支配を超えた非常事態(以下「不可抗力」といいます。)が発生し、または発生するおそれがある場合において、dynabook eSIM Startin'の利用を制限することがあり、この利用の制限により利用者が被る損害について何ら責任を負いません。

第 22 条 (再委託等)

当社は、dynabook eSIM Startin'の提供に係る業務の全部または一部を当社の責任において第三者に再委託または再々委託することができるものとします。ただし、この場合、当社は当該再委託先または再々委託先に対して本約款における自己の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 23 条 (秘密保持義務)

1. 契約および当社は、dynabook eSIM Startin'の利用契約の履行にあたり相手方から開示を受けた、または知り得た一切の情報を厳に機密に保持し、相手方の書面による事前の承諾なく、当該情報を、第 22 条(再委託等)に定める再委託先(再々委託先を含みます。)を除き、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に定める情報は本条に定める秘密保持義務の適用を受けないものとします。
 - (1) 相手方から知り得た時点で既に取得している情報または公知の情報。
 - (2) 自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
 - (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から合法的に入手した情報。
 - (4) 自己が独自に開発した情報。
 - (5) 裁判所または行政機関から法令に基づき開示を命じられた情報。
2. 本条の規定は、dynabook eSIM Startin'の利用契約終了後 3 年間有効に存続するものとします。

第 24 条 (安全保障貿易)

契約者は、dynabook eSIM Startin'および eSIM Enabler の利用にあたり、「外国為替および外国貿易法」等、日本国および米国ならびにその他諸外国の輸出、再輸出または輸入に関連する法令等(以下「輸出入関連法規類」といいます。)に基づき規制される場合があることを承知し、輸出入関連法規類を遵守のうえ、契約者の責任において輸出入関連法規類に関する許可を取得し、これらを利用するものとします。

第 25 条 (準拠法・合意管轄)

本約款の解釈に関しては、日本法が適用され、契約者と当社との間で本約款に関する訴訟が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条 (協議)

本約款に定めのない事項および本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、契約者と当社はお互いに信義誠実の原則に従い、協議のうえ解決するものとします。

以上

制定:2025年3月1日